

太田市公告

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２１条第２項において準用する同法第１９条第１項の規定により、太田都市計画用途地域を変更しようとするので、同法第２１条第２項において準用する同法第１７条第１項の規定により、下記のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに、市長に意見書を提出することができる。

令和７年７月１５日

太田市長 穂 積 昌 信

記

１ 都市計画の種類 太田都市計画用途地域

２ 都市計画を定める土地の区域

（１） 追加する部分

名称	区域
新田大地区	太田市新田大町の一部
新田小金井地区	太田市新田村田町及び新田小金井町の各一部
東今泉地区	太田市東今泉町の一部
出塚粕川安養寺地区	太田市新田下江田町、安養寺町、世良田町、粕川町及び出塚町の各一部

３ 縦覧場所 太田市役所都市政策部都市計画課

４ 縦覧期間等

（１） 縦覧期間 令和７年７月１５日（火）から７月２９日（火）まで
（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

（２） 縦覧時間 午前８時３０分から午後５時１５分まで